

岩内町

町内事業者物価高騰対策支援金（電気料金高騰支援枠） 募集要領

〈支援金の概要〉

【主な対象要件】

- (1) 岩内町内に事務所または事業所（住居と区分されているものに限る。）を有する
- (2) 令和3年分の確定申告又は町民税申告済み
- (3) 令和3年分の確定申告又は住民税申告において、売上(収入)金額が120万円以上
- (4) 令和3年12月から令和4年11月までのいずれかの電気料金が、前年度の同月と比較し、20%以上増加している者（ただし、電気小売り事業者と高圧契約を締結している事業者を除く）

【支給額】

従業員規模に応じて	5～30万円
電気小売り事業者と高圧契約している事業者	30万円

※支援金は、いずれか1つ。

※申請は1事業者1回限り。

〈申請の概要〉

【申請の受付期間・会場】

・令和4年12月11日（日） 10:00～15:00
岩内町役場 1階 特設会場

・令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）までの開庁時
岩内町役場 2階 会議室1

【申請書等配布場所】

岩内町ホームページからダウンロードいただくか、
岩内町役場、岩内地方文化センター、または岩内商工会議所で配布しております。

〈お問い合わせ〉

岩内町役場 建設経済部 観光経済課 産業活動支援係

電話 0135-67-7096

（受付時間 平日9時00分～17時00分）

支援金の詳細

1. 目的

コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境下に置かれている町内事業者に対し、事業に係る経費の一部を支援することを目的に支援金を給付します。

2. 対象事業者

本支援金の対象事業者は、次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有しており、交付申請日において、町内で事業を営んでいる事業者であって、かつ、今後も継続して町内で事業を営む予定があること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 法人
 - ・直近事業年度の法人町民税申告が済んでいる者
 - ・「法人事業概況説明書」における「売上（収入）高」が120万円以上であること。
 - ② 個人事業主
 - ・令和3年度の確定申告又は住民税申告が済んでいる者
 - ・次の(ア)又は(イ)のいずれかの「売上（収入）金額」が120万円以上
 - (ア) 青色申告を行っている場合は、「所得税青色申告決算書」
 - (イ) 白色申告を行っている場合は、「収支内訳書」
- (3) 令和3年12月から令和4年11月までのいずれかの月の電気料金が、前年の同月と比較し、20%以上増加している者（ただし、電気小売り事業者と高圧契約を締結している事業者を除く）
- (4) 令和4年度に町が実施した他のコロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する緊急対策に係る支援を受けていない。

3. 給付額

従業員数に応じた額とし、次の表のとおりとする。

ただし、電気小売り事業者と高圧契約を締結している事業者にあつては、従業員数に関わらず30万円とする。

※従業員数とは

○法人の場合

「法人事業概況説明書」における「4 期末従業員等の状況」の欄に記載される従業員数のうち、契約期間が6ヶ月以上の者

○個人事業主の場合

次のいずれかの「給料賃金の内訳」の欄に記載される従業員数のうち、契約期間が6ヶ月以上の者

(青色申告) 「所得税青色申告決算書」

(白色申告) 「収支内訳書」

従業員数	支給額
5人未満	5万円
5人以上20人未満	10万円
20人以上50人未満	20万円
50人以上 又は 電気小売り事業者と高圧契約 を締結している	30万円

4. 申請手続き等

申請は、1事業者につき1回限りです。

(1) 申請受付期間・会場

・令和4年12月11日（日） 10:00～15:00

岩内町役場 1階 特設会場

・令和4年12月11日（月）～令和5年 1月31日（火）までの開庁時

岩内町役場 2階 会議室1

(2) 申請書類

本募集要領に記載の申請書類を提出してください。

※ 申請書類の返却はいたしません。

(3) 申請方法

持参による持ち込み。

5. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を順次給付いたします。

6. 審査結果の通知

申請書類の審査の結果、支援金を給付する旨の決定をしたときは、町内事業者物価高騰対策支援金（電気料金高騰支援枠）支給決定通知書（様式第3号）を申請者へ通知します。

また、申請書類の審査の結果、支援金を支給しないことを決定したときは、町内事業者物価高騰対策支援金（電気料金高騰支援枠）申請却下通知書（様式第4号）により、その旨及び理由を明示し、申請者へ通知します。

7. その他

- (1) 申請書類の内容に虚偽やその他不正等が判明した場合には、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、本支援金の全部を町へ返還しなければなりません。
- (2) 申請書類に記載された情報は、公的機関（国等）の求めにより、必要に応じて、申請書及び添付書類に記載された内容を提供することがあります。

申請書類

- (1) 申請書（様式第1号（第4条関係）申請書）
- (2) 誓約書（様式第2号（第4条関係）誓約書）
- (3) 法人の場合 直近の「法人事業概況説明書」の写し
個人事業主の場合 青色申告の場合 「青色申告決算書」の写し
白色申告の場合 「収支内訳書」の写し
※ 創業後間もないため、申告書を提出できていない場合は、開業届及び事業計画書を提出願います。
- (4) 電気料金を確認できる書類
例) 領収書の写し
口座引き落としの写し など
- (5) 振込先口座が分かる通帳等の写し
※ 口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関名・支店名がわかるページ
※ 「プレミアム商品券」「地域応援クーポン 第4弾」と同じであっても登録情報と相違がないか確認しますので、忘れずにご持参ください。